

平成29年11月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成29年11月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成29年11月2日(木) 午後4時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第30号 教育長の兼業について
議案第31号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第33号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 5 その他
 - 6 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第30号 教育長の兼業について
議案第31号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第33号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 2 その他(1) 平成29年度「新成人の集い」(成人式)について
その他(2) 平成30年度に開設する特別支援学級について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	信江
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下	大海
生涯学習部長	佐野	滋人

生涯学習部次長	伊藤	幸仁
学校教育部長	永田	博彦
学校教育部次長	井上	栄
教育総務課長	板垣	道佳
教育政策課長	根本	泰雄
教育施設課長	湯本	明男
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	関上	亨
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	小倉	貴志
学校安全安心対策担当室長	石塚	浩
就学支援課長	六郷	真紀子
保健体育課長	佐藤	伸雄
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	高井	申明

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	鈴木	庸代
”	主 任	大島	裕美
”	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成29年11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案4件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、大高究委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○教育長

それでは、「議案」に入ります。議案第30号「教育長の兼業について」を議題といたします。議案第30号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、私は一旦退席いたします。退席にあたり、議案第30号の議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 教育長 退席】

○教育総務課長

平田史郎委員、再開をお願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、議案第30号の提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第30号「教育長の兼業について」ご説明いたします。議案の1ページから7ページをご覧ください。このたび、第一法規株式会社から、本市教育委員会田中教育長に対して、学校管理職を対象とした書籍である「学校経営の危機管理 トラブル対応と法的解説」の執筆依頼が平成29年10月20日付けでございました。本書籍は、既に発刊されているもので、学校トラブル解決のための解説を事例形式で収録しております。今回、追録する形で3ページ分が依頼されたもので、原稿料は1ページ4,500円となっております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要であることから、ご提案するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございます。それでは、教育長に入室していただきます。

【教育長 再入室】

○教育長

議事を再開いたします。議案第31号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

はい、義務教育課長です。それでは、議案第31号についてご説明いたします。資料は、8ページをご覧ください。提案理由でございますが、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、杉山委員が県外に転居されたため、平成29年11月2日付けで辞任願の提出があり、新たな委員として溝田氏を委嘱するため、別紙により、提案させて頂くものでございます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。質疑がないようですので、議案第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第32号「市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。議案第32号「市川市奨学生選考委員会委員の解職及び委嘱」について、説明させていただきます。議事日程の11ページをご覧ください。市川市奨学生選考委員会委員につきましても、市川市奨学資金条例第10条により8名で構成されており、その任期は、第10条第2項で2年と規定されております。8名中6名の任期が本年11月30日で満了となることから、次期委員の委嘱について、ご提案させていただくものでございます。12ページをご覧ください。次期委員の候補者につきましても、新任1名、再任5名となっております。新任は第2号委員の大嶋一夫氏のみで、他の委員の方につきましても再任となりますが、いずれの皆様も豊富な知識を有し、これまで熱意をもって選考にご尽力いただいていることから、引き続きお願いするものでございます。なお、第5号委員である民生委員児童委員協議会関係者に

つきましては、任期が平成30年2月5日までとなっておりますことから、民生委員児童委員の改選が行われ、新たな体制が決定しましたら、委嘱させていただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、議案第33号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第33号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。議事日程14ページから16ページをご覧ください。市川市教育支援委員会において、第1号委員、耳鼻咽喉科医師山崎光男委員から自己都合により、辞任願が出されました。つきましては、山崎委員を解嘱し、市川市教育支援委員会条例第4条第1項の規定に基づき、耳鼻咽喉科医師角谷明子氏を委嘱したいので教育委員会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんでしょうか。それでは質疑がないようですので、議案第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「その他」に入ります。「(1)平成29年度「新成人の集い」(成人式)について」を説明してください。

○社会教育課長

はい、社会教育課長です。平成29年度「新成人の集い」についてご説明いたします。資料の17ページをお願いいたします。本市の成人式を「新成人の集い」という名称で、成人の日の前日となります平成30年1月7日、日曜日の午前11時から正午まで、式典の開催を予定しております。場所は

文化会館です。今回市内で新成人を迎える方は、10月10日現在で4,534名おります。案内状につきましては、11月13日時点で改めて対象者を抽出し、11月下旬に発送する予定です。1 企画運営組織についてです。実行委員会を組織して企画運営を進めております。実行委員は9名、公募により募集しました。内訳は20歳枠、これは今年度に成人式を迎える人になりますが8名。そして19歳枠が1名、こちらは来年度も実行委員会に参加していただく予定です。毎回、式典テーマを定めておまして、今回は実行委員会メンバーによる造語である「還恩雄飛」です。「今まで受けた恩に感謝をして、二十歳の今、しっかり前を向いて進んで行く」ということをイメージしたそうです。次に、2の式典等構成についてです。オープニングは、塩浜を拠点に活動している鼓由による和太鼓の演奏です。その後、新しい市長に祝辞をいただきまして、次に来賓の方々を紹介いたします。来賓には議員や自治会長のほか、中学生当時の校長先生にも列席いただけるよう進めております。続いて、実行委員の企画した約10分間の映像を披露いたしますが、これは先ほどの式典テーマである「還恩雄飛」をイメージしたものととなります。なお、式典の様子は、2階小ホールでもライブ中継でご覧になれます。3 式典当日の催事といたしまして、「先生からのビデオレター」コーナーを地下1階に設置いたします。これは、小・中学校卒業時の先生にビデオレターに出演していただき、成人になられた方へのメッセージなどをいただきます。175人の先生の撮影が完了しております。次に、着物で参加された方の着崩れ等を直してもらえる着物着付け直しコーナーと茶席体験ができるコーナーを4階に設置いたします。また、小学1年生の時に放映された「わくわく1年生」もジェイコム市川の提供で、地下1階大会議室でご覧になれます。なお、これらの催事は、10時から12時半までご利用になります。資料にはございませんが、出席者への記念品は、実行委員会で決定した「クリアファイルフォルダ」、見本はこちらになりますが、書類をクリアファイルに入れ、鞆等に入れて持ち運べるものとなっております。こちらに「平成29年度市川市成人式」と名入れしたものととなります。成人式の説明は以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。成人式関係でご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。来年よろしくお願ひしたいと思います。次に「(2)平成30年度に開設する特別支援学級について」を説明してください。

○義務教育課長

はい、義務教育課長でございます。来年度の特別支援学級の設置について、ご報告いたします。資料の18ページをお願いいたします。本市では、特別支援教育の充実のため、計画的に特別支援学級、通級指導教室の増設を進めておりますが、来年度は、南行徳小学校へ知的特別支援学級を、福栄小学校

へ自閉症情緒の特別支援学級の設置を予定しているところでございます。南行徳小学校に知的特別支援学級を設置する理由としましては、現在、南行徳幼稚園に知的特別支援学級があり、南行徳小学校への入学希望者が多いためです。また、近隣の新浜小学校・富美浜小学校・新井小学校の3校とも知的特別支援学級が過密化、これが課題となっているためでございます。次に、福栄小学校へ自閉症情緒の特別支援学級の設置をする理由といたしまして、これまで行徳地区に、自閉症情緒の特別支援学級が無かったことから、行徳地区に居住する自閉症情緒の特別支援学級を希望する方のための通学場所を設置するためでございます。また、福栄小学校は南行徳駅から近く、行徳地区の広い範囲から通学が可能となるためでもあります。現在の入学予定者は、両校とも数名となっておりますが、現在、就学時健康診断などの場で、候補校としてのお便りを配付し、保護者へ周知を図っている段階でございます。千葉県教育委員会より正式な連絡がありましたら、当該校へお知らせすると共に、3月の教育いちかわで正式な情報を掲載する予定でございます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。ただいまの特別支援学級等の設置についての説明がありましたけれども、何かご質問ございますか。はい、平田信江委員よろしくお願いいたします。

○平田信江委員

福栄小に新しく設置されたということで、今まで情緒が福栄小周辺になかったということなのですか。今まで情緒で支援が必要な子たちはどのようにしていたのですか。

○義務教育課長

通級指導教室は新浜小にもありますので、例えば、福栄小学校や富美浜小学校の情緒の子がいた場合は、放課後に新浜まで通って、そこで指導を受けていたということになります。

○平田信江委員

普段の生活は、学区内の学校に通い、放課後通級するかたちをとっているということですね。

○教育長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、また何かございましたらご質問いただければと思います。これで議案は全て終わりましたが、その他に何かございますか。保健体育課長お願いいたします。

○保健体育課長

はい、保健体育課長でございます。10月の定例教育委員会で平田信江委員よりご質問のありました、本北方2丁目23-13付近の交差点に設置してある信号機の撤去を市川警察署が検討しているとの看板が設置されたこと

について、お答えいたします。市川警察交通課の話では、該当の交差点は浦安鎌ヶ谷線の開通により付近の交通量が約6割減っており、信号機の設置基準の目安となっている1時間当たりの通行量に満たないという調査結果が出ているようでした。さらに交差点から100m以内に信号機のある交差点があり、短い間隔で信号機が連続して設置してある状況も重なり、撤去を検討しているとのことでした。また、撤去についての意見を求める看板を設置して以来、市民から撤去に反対する意見が、警察署に寄せられているとのことでしたが、「どうしても信号機が必要で、なくてはならない」という明確な理由がない限り、警察としては撤去の方向で考えているとのことでした。学区である北方小学校では、PTAの運営委員会等で信号機の撤去が話題となり、撤去に不安を抱いたり、反対の意見を持ったりする保護者がいたようです。学校としてはPTAとの協議の上、児童の安全を考え、教育委員会に通学路の安全確保についての要望書を提出することを決定しました。昨日、要望書が保健体育課に届いております。要望の内容は「信号機の撤去案の撤廃」（存続）または、「押しボタン式信号機の設置要望」です。教育委員会といたしましては、この要望書を市長に提出し、所轄の道路安全課を通して、市川警察署に交通安全施設整備の要望として提出し、学校の要望の実現に努めてまいります。以上でございます。

○平田信江委員

ありがとうございます。信号があるから安全というわけでないので、交通安全指導のほう併せて進めていきたいと感じます。

○教育長

よろしく引き続きお願いいたします。それでは、これもちまして平成29年11月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時20分閉会)